

# 外国人留学生ガイドブック

2020年度版



九州情報大学国際交流支援室



## 1. 学内の施設

留学生の皆さんにとって、在学中に利用する主な施設には、教室以外に

次のようなものがあります。場所を確認しておいて下さい。

### 【太宰府キャンパス】

ごうかん 1号館	(1階)	がくせいしょくどう 学生食堂
ごうかん 2号館	(1階)	キャリアデザインセンター(就職課・CDC)
	(1階)	カフェテリア ・ けんこうかんにりしつ 健康管理室
	(1階)	がくせいか 学生課 ・ こくさいこうりゅうしえんしつ 国際交流支援室 ・ にゅうしこうほうか 入試広報課
		きょうむか 教務課 ・ しょむか 庶務課
	(1階)	としよかん 図書館
	(2階)	じょうほうしよりしつ 情報処理室
	(4～6階)	けんきゅうしつ 研究室
	しんかん (新館1～3階)	けんきゅうしつ 研究室
たいいくかん 体育館		

## 2. 事務の業務紹介

### 1. 国際交流支援室

- 外国人奨学生について
- 奨学金
- 資格外活動の申請
- 在留手続き
- 各種団体の行事情報
- 留学生に関する情報(印刷物、掲示)
- 個人相談(184室) 学生生活相談(264室)

### 2. 教務課

- 授業や履修に関すること
- 定期試験
- 学業成績
- 卒業判定
- 各種証明書の発行(成績・卒業および卒業見込みなど)

### 3. 学生課

- 学生生活に関すること・欠席届・忌引き届
- 課外活動・車両通学届・通学証明書
- 学籍上の異動(住所・電話番号・保証人の変更・休学・退学等)
- 各種証明書の発行(在学・健康診断)
- 学生証(再発行・仮学生証発行)

### 4. 図書館

- 図書館資料の貸出・返却

### 5. 庶務課

- 授業料の納入

### 6. キャリアデザインセンター

(就職課)

- 就職の指導と斡旋

### 7. 健康管理室(保健室)

- 学生の健康管理

### 8. 情報処理室

- 学内のネットワーク管理
- パソコンのトラブル対応

日本在留の手続きには、**査証**に関する手続きと、**在留カード**などに関する手続きがあります。  
これらの手続きを怠ると、取調べを受けたり、退去強制の対象となることがありますので、必ず  
手続きをしてください。

## 1. 査証(ビザ)に関する手続き

### 【在留資格変更】

本学では、「留学」の在留資格を取得しない学生は留学生として取扱っていません。  
万一、パスポートにスタンプがない場合や、「留学」以外の在留資格の場合は、すみやかに  
出入国在留管理局に行って、在留資格の変更をしてください。

※出入国管理および難民認定法により、外国人留学生は、大学への入学と同時に「留学」の  
在留資格を有していることが義務づけられています。

#### ■申請に必要な書類

- ① 在留資格変更許可申請書
- ② 大学の入学許可書(コピーを提出し、原本を提示してください。)
- ③ 在留中のすべての経費支払能力を証明する資料  
・預金通帳・奨学金受給証明書等

※ただし、申請人以外の者が経費を支払う場合は、詳しくは入国管理局に問い  
合わせてください。

- ④ 旅券(提示のみ)
- ⑤ 在留カード(提示のみ)

※ 手数料4,000円が必要です。

## 【在留期間更新】

「留学」の在留資格による在留期間は「4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月または 3月」と定められており、この期間が切れる前に更新をしなければなりません。この手続きは、在留期間の満了するおおむね3か月前から 10日前までに「福岡出入国在留管理局」で行なってください。

### ■在留期間更新申請に必要な書類

- ① 在留期間更新許可申請書
  - ② 在学証明書(学生課で発行。手数料300円 )
  - ③ 成績証明書(教務課で発行。手数料500円 )
  - ④ 在留中のすべての経費支払能力を証明する資料  
預金通帳・奨学金受給証明書等
  - ⑤ 旅券(提示のみ)
  - ⑥ 在留カード(提示のみ)
- ※ 手数料 4,000円が必要です。

- 在留期間更新申請のため大学で発行する書類は、「所属機関等作成申請書2枚」「在学証明書」および「成績証明書」です。

### 《大学への書類申請》

午前11時まで受付の場合、当日午後14時以降の受取となります。

午前11時以降受付の場合、翌日午前11時以降の受取となります(土・日・祝日除)。

### 《証明書発行手順》

「証明書下付願」を記入(認印必要)し取扱窓口へ提出(手数料を添える)。

書類受取の際は引換書を提示する。

## 【みなし再入国許可】(一時出国)

みなし再入国許可とは、日本に在留資格をもって在留する外国人で有効な旅券を所持している方のうち、「3月」以下の在留期間を決定された方および「短期滞在」の在留資格をもって在留する方以外の方が、日本出国の日から1年以内に再入国する場合には、原則として通常の「再入国許可」の取得を不要とするものです。「留学」の在留資格を有する本学留学生の皆さんは原則として「みなし再入国許可」の対象です。

また、中長期在留者の方は、有効な旅券のほか在留カードを所持している必要があります。

みなし再入国許可の有効期間は、出国の日から1年間となりますが、在留期限が出国の日から1年を経過する前に到来する場合には、在留期限までとなります。

○福岡県に居住している場合、査証に関する手続きの全ては、「福岡出入国在留管理局」で行います。

福岡出入国在留管理局

〒810-0073

福岡市中央区舞鶴3丁目5番25号

福岡第1法務総合庁舎

名称(業務内容)

・代 表

電話番号

092-717-5420

・留学・研修審査部門(在留審査一般)

092-831-4108

※査証に関する問い合わせはここで受付けます。

・審判部門(違反審査一般)

092-717-5423

・警備部門(退去強制業務)

092-717-5424

## 【資格外活動許可】

在留資格が「留学」である学生は、資格外の活動をすることはできません。アルバイトも、許可を得ないですと、違法になります。アルバイトを希望する学生は出入国在留管理局から資格外活動許可を受けなければなりません。許可を受けないでアルバイトをしたり、時間や仕事の種類の制限を守らなかった場合、退去強制出国処分の対象になります。

### ■申請に必要な書類

- ① 資格外活動許可申請書(福岡出入国在留管理局にあります)
- ② 在留カード(提示)
- ③ 学生証(提示)
- ④ 旅券(提示)

上記の①②③④を福岡出入国在留管理局に提出してください。

※ 「資格外活動許可」の期限は現在有している「在留資格」(ビザ)の期限と同じです。

在留期間更新した場合、同時に「資格外活動許可」の申請をしてください。

※ アルバイト先が決定したり、変更した場合、「国際交流支援室」に報告してください。

### ◆資格外活動許可の内容

- ◎ 風俗営業または風俗関連営業が営まれている事業所で働くことはできません。
- ◎ 1週間28時間以内でなければなりません。
- ◎ 大学が定める長期休暇(春季・夏季・冬季)であれば、  
1日8時間以内・1週間48時間以内働くことができます。

◆次のようなところで、アルバイトをしてはいけません。

- ★キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、パチンコ店、麻雀店、ゲームセンター  
個室付浴場業、ストリップ場、モーテル、ラブホテル、アダルトショップ  
個室マッサージなど
- ★スナック、パブ、喫茶店、レストランなどの設備の飲食業でも、ホステスが接客を行ったり、極度に照明が暗かったり、



## 2. 在留カードなどに関する手続き

### 【在留カードの交付と市区町村窓口への届出】

日本入国時、福岡空港では、渡航上陸許可の証印をもらうとともに、上陸許可によって中長期在留者（「留学」の在留資格を有するものを含む）には、在留カードが交付されます。

在留カードが交付されたら、住居地が決まってから14日以内に、住居地の市区町村窓口で住居地を届出てください。

(1) 在留カードを交付された留学生は、コピーを取りますので、学生課・国際交流支援室に届出てください。

(2) 住所が変わった場合も、変更から14日以内に、新住所の市区町村窓口へ届出、在留カードの裏面に、変更内容を記入してもらってください。また、その手続きが終わったら、必ず「国際交流支援室」にも届出てください。

● 手続きをする場所（大学近郊）

郵便番号	名 前	住 所	電話番号
810-8620	福岡市役所	福岡市中央区天神 1-8-1	092-711-4111
812-8653	東区役所	福岡市東区箱崎 2-54-1	092-631-2131
812-8512	博多区役所	福岡市博多区博多駅前 2-9-3	092-441-2131
810-8622	中央区役所	福岡市中央区大名 2-5-31	092-714-2131
815-8501	南区役所	福岡市南区塩原 3-25-1	092-561-2131
814-0192	城南区役所	福岡市城南区鳥飼 6-1-1	092-822-2131
814-8501	早良区役所	福岡市早良区百道 2-1-1	092-841-2131
819-8501	西区役所	福岡市西区姪浜町 957-10	092-881-2131
818-8686	筑紫野市役所	筑紫野市二日市西 1-1-1	092-923-5391
818-0198	太宰府市役所	太宰府市観世音寺 1-1-1	092-921-2121
816-8510	大野城市役所	大野城市曙町 2-2-1	092-501-2211
816-8501	春日市役所	春日市原町 3-1-5	092-584-1111
838-0198	小郡市役所	小郡市小郡 255-1	0942-72-2111

※居住地以外の変更届は全て福岡入国管理局でお願いします。

### 【マイナンバー】

在留カードの住居地の市区町村窓口での届出を行うと住民票が作成され、その住所にマイナンバーが記載された「通知カード」が郵送されてくるので、紛失しないよう大切に扱ってください。また、むやみに他人に教えてはいけません。マイナンバーは、行政機関等での手続きの際や、アルバイト先で提示を求められます。

### 3. 卒業後の在留資格について

#### 【卒業後帰国する場合】

帰国の準備などのために、(在留資格)「留学」の期限が過ぎても日本にしばらく滞在しなければならぬ場合は、ただちに「留学」から「短期滞在」等、適切な在留資格に変更してください。(最長90日まで滞在の申請が可能)。なお、大学を卒業した後は、(在留資格)「留学」の在留期間が残っていても、法律上卒業後在留資格「留学」のまま3か月が経過すると在留資格取消の対象となりますので速やかに帰国してください。

#### <帰国準備のための「短期滞在」に在留資格を変更するための必要書類>

- ・在留資格変更許可申請書(申請書は出入国管理局にあります。)
- ・パスポート及び在留カード(提示のみ)
- ・卒業証明書もしくは卒業見込み証明書(大学の窓口で申請)
- ・出国のために必要な交通手段を確保していることを明らかにする資料(提示のみ)
- ・身分を証する文書等(取次証明書、戸籍謄本等)の提示
- ・預金通帳(確認する場合があります。)

#### 【卒業後日本で就職活動を継続する場合】

「留学」の在留資格を持つ留学生が、就職活動のため卒業後も引き続き日本に在留を希望する場合、大学の推薦(推薦状の発行)がある場合は、就職活動を行うための在留資格(「特定活動」、在留期間は6月)への変更が認められ、更に1回の在留期間の更新(合計で最長1年)が認められます。

※法律上、在学中に持っているビザ(留学ビザ)で認められている活動(留学生として大学で勉強する活動)を行わなくなってから3か月が経過すると在留資格取消の対象となるため、卒業後は、速やかに「特定活動9」の在留資格へ変更してください。

#### <就職活動の「特定活動9」に在留資格を変更するための出入国管理局への提出資料>

- ・在留資格変更許可申請書(申請書は出入国管理局にあります。)
- ・パスポート及び在留カードの提示
- ・申請人の在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書(預金通帳)
- ・身分を証する文書等(取次証明書、戸籍謄本等)の提示

そつぎょうしょうめいしょまた そつぎょう み こ しょうめいしょ  
 ・卒業証明書又は卒業見込み証明書

ざいりゅうしかくきげん そつぎょうしき ちよくご がつまつ き ばあい そつぎょう み こ しょうめいしょ じさん  
 ※在留資格期限が卒業式の直後(3月末)に切れる場合は、卒業見込み証明書を持参し

かりてつづ す のち そつぎょうご そつぎょうしょうめいしょ ていしゅつ  
 仮手続きを済ませた後、卒業後に卒業証明書を提出してください。

けいぞくしゅうしょくかっどう おこな あき しりょう  
 ・継続就職活動を行っていることを明らかにする資料

だいがく すいせんじょう  
 ・大学の推薦状

だいがく すいせんじょう  
 <大学の推薦状について>

じょうき だいがく すいせんじょう こうふ う たいしょうしゃ つぎ すべ み もの しんさ うえ こうふ  
 上記の大学の推薦状の交付を受ける対象者は次の全てを満たす者とし、審査の上で交付

かひ けつてい  
 の可否を決定します。

にほんごのうりょくしけん にほんごのうりょく てんいじょう しゅとく  
 ・日本語能力試験N2 または BJT ビジネス日本語能力テスト400点以上を取得していること。

すいせんじょうはっこうらいじ しゅとく しかく しょうめいしょ ていしゅつ  
 (推薦状発行依頼時に、取得した資格の証明書コピーを提出すること。)

にほんごのうりょくしけん にほんごのうりょく てんいじょう しゅとくしや  
 ※日本語能力試験N1 または BJT ビジネス日本語能力テスト480点以上の取得者は、2019

ねん がつ にほんご えんかつ いしそつう よう はばひろ ろうどう じゅうじ ざいりゅう  
 年6月より、日本語を用いた円滑な意思疎通を要する幅広い労働に従事できるように在留

しかく とくていかつどう にゅうこく ざいりゅう みと しゅとく すいしゅう  
 資格「特定活動」による入国・在留が認められています(N1レベルの取得を推奨)。

しんろ ていしゅつ めんだん う いこう よ だ おう  
 ・CDC に進路カードを提出し面談を受けること。以降も CDC の呼び出しに応じること。

しんろとうろく にほん しゅうしょく いし めいかく  
 ・進路登録で日本での就職の意思を明確にすること。

ざいがくちゅう けいぞく しゅうしょくかっどう おこな しゃいじょう きぎょうほうもん じっし つ ど しょめん ほうこく  
 ・在学中に継続して就職活動を行い、3社以上の企業訪問を実施し、都度CDC に書面で報告

おこな じご ていしゅつ ふか  
 を行っていること(事後の提出は不可)。

ふくおかしんそつ りゅうがくせいたんどう ふくおかけんりゅうがくせい しゅうしょくかっどう かいし  
 ・福岡新卒ハローワーク(留学生担当)、福岡県留学生サポートセンターに、就職活動開始

じき とうろく  
 時期までに登録すること。

ふくおかしんそつ ふくおかけんりゅうがくせい じっし りゅうがくせいめんだんかい  
 ・福岡新卒ハローワークまたは福岡県留学生サポートセンターが実施する、留学生面談会に

さんか  
 参加していること。

そつぎょうご しゅうしょくかっどう おこ ざいりゅうしかく とくていかつどう ゆうこうきかんちゅう しゅうしょく き  
 ・卒業後の、就職活動を行うための在留資格「特定活動」の有効期間中は、就職が決まるま

あいだまいつき1かい ほんがく ほうもん がくせいか しゅうしょくかっどう じょうきょう ほうこく  
 での間 毎月1回は本学を訪問し、CDC および学生課に就職活動の状況について報告を

おこな ほんがく でんわとう れんらく と じょうきょう かくほ  
 行うこと。また、本学からの、電話等での連絡が取れる状況を確保しておくこと。

## 【日本国内での就職が決まった場合】

にほん しゅうしょく さい ぎじゅつ じんぶんちしき こくさいぎょうむ など しゅうろう かのう ざいりゅうしかく へんこう  
 日本で就職をする際には、「技術・人文知識・国際業務」等、就労が可能な在留資格に変更す

ひつよう しゅつにゅうこくかんりきょく しゅうろう かいし ぜんねん がつ がつそつぎょう ばあい へんこう  
 する必要があります。出入国管理局では、就労を開始する前年の12月より(3月卒業の場合)変更

しんせい う つ ないていさきぎょう そうだん はやめ てつづ おこ  
 申請を受け付けていますので、内定先企業に相談し、早めに手続きを行なってください。

＜「留学」から「技術・人文知識・国際業務」などの在留資格へ変更するための提出資料＞

- ・在留資格変更許可申請書(申請書は出入国管理局にあります。)
- ・卒業見込み証明書もしくは卒業証明書
- ・本人の履歴書
- ・就職する会社との雇用契約書の写し
- ・雇用理由書(就職する会社が作成。特に所定の様式はありません。)
- ・会社の概要を明らかにする資料(会社案内、法人登記簿謄本等)
- ・パスポート・在留カード(提示のみ)

【日本の大学院に進学する場合】

現在保有している、在留資格「留学」の有効期限が切れる前に出入国管理局へ行き、在留期間の更新を行ってください。

＜在留期間を更新するための出入国管理局への提出資料＞

- ・在留資格変更許可申請書(申請書は出入国管理局にあります。)
- ※「所属機関等作成用1～2」は進学先の受入教育機関にて作成してもらいます。
- ・本学の成績証明書(原本)
- ・本学の卒業見込証明書または卒業証明書(原本)
- ・進学先の受入教育機関が発行する入学許可書
- ・経費支弁者との関係証明(学費・生活費をだれが払っているかの証明)
- ・パスポート・在留カード(提示のみ)

【在学中又は卒業後に就職先が内定し採用までの滞在を希望する場合】

在学中に就職先が内定した方や、大学を卒業後、継続就職活動中に就職先が内定した方が、企業に採用されるまでの間日本に滞在することを希望される場合、一定の要件を満たせば、採用時期までの滞在を目的とした「特定活動」の在留資格への変更が認められ、日本に継続して滞在することが可能です。手続きおよび必要書類については、下記を参照してください

法務省：特定活動14



○対象となる内定者について

<対象>

・「留学」の在留資格で在留されている方

・継続就職活動を目的とする「特定活動」の在留資格で在留されている方

<要件>

・日本の教育機関を卒業したこと又は教育機関の課程を修了したこと

・内定後1年以内であって、かつ、卒業後1年6月以内に採用されること

・企業等において従事する活動が「技術・人文知識・国際業務」等就労に係るいずれかの在留資格への変更が見込まれること

・内定者の在留状況に問題がないこと

・内定者と一定期間ごとに連絡をとること、内定を取り消した場合は遅滞なく出入国在留管理局に連絡することについて内定先の企業が誓約すること

○資格外活動許可について

内定者のための「特定活動」を許可された方は、一定の要件を満たせば、資格外活動の許可を受けて1週間について28時間以内で行う資格外活動(いわゆるアルバイト)が可能です。

また、内定先の企業において採用までに行うインターンシップの場合などは、1週について28時間を超える資格外活動許可を受けることも可能です。

詳しくは下記を参照してください。

法務省： インターンシップをご希望のみなさまへ



## 1. 住居について

### 【財団法人日本国際教育支援協会の留学生住宅総合補償】

日本では、住居を借りる時、連帯保証人が必要です。連帯保証人は、住居の借り主(留学生)が期日までに家賃を支払わなかったりした場合に、法律的に借り主(留学生)に代わって支払わなくてはならない責任があります。できる限り日本人の連帯保証人を探すことをおすすめしますが、不動産業者が紹介する保証会社を利用することもできます。或は教員が保証人になる場合のみ留学生が財団法人日本国際教育支援協会の「留学生住宅総合補償」に加入することにより、保証人になってくれる人の精神的・経済的負担を軽くし、保証人を探しやすくなります。

財団法人日本国際教育支援協会の「留学生住宅総合補償」とは、何らかの事由で貸主に対する家賃払いが滞り等のことが生じ、そのための費用を連帯保証人が肩代わりしなければならなくなった時、連帯保証人に対して補償金(30万円限度)が支払われる保険です。

この制度を利用できるのは、留学住宅総合補償(住宅総合保険)の保険料(1年間4,500円、2年間9,000円)を支払った留学生のみです。

ただし、定期借家制度の導入により、住宅保険期間が経過すると賃貸契約も同時に自動的に切れてしまいます。継続するには再度契約することが必要となります。

※ 詳しい内容が知りたい場合は、「(財)日本国際教育支援協会」または「九州情報大学窓口」(☎ 092-928-4000)に問い合わせてください。

## 【福岡市国際会館 留学生宿舎】

福岡よかトピア国際交流財団では「福岡市国際会館」内の、留学生宿舎を提供しています。入居を希望する場合は、ホームページで空室状況等を確認してください。

福岡市国際会館 | 福岡よかトピア国際交流財団



名 称	所在地	家 賃
福岡市国際会館 留学生宿舎	福岡市博多区店屋町4-1	単身者用 24,700 円 世帯者用 32,400 円

※入居決定には福岡よかトピア国際交流財団による面接審査があります。

## 2. 国民健康保険・国民年金について

国民健康保険、国民年金への加入手続は、渡日後すぐに、住居地の市区町村窓口で各自行ってください。

### 【国民健康保険】

「留学」の在留資格を持ち、日本に3ヶ月を超えて滞在する場合は、国民健康保険に加入しなければなりません。国民健康に加入していると、医療機関で治療を受けた時にかかる自己負担額が、保険証を提示した場合、総医療費の3割で済みます。また、保険加入者には高額医療費制度が適用されます。

加入手続完了後に「保険証」が自宅に郵送されるので、紛失しないよう大切に扱ってください。なお、自分の保険証を他人に貸すことはできません。また、毎年、国民健康保険税申告書が自宅に郵送されるので、次年度も日本にほんに滞在する場合は、必要事項を記入し必ず返送してください。

## 【国民年金と学生納付特例制度】

日本国内に住む 20歳以上60歳未満のすべての人は、「国民年金」に加入しなければなりません。留学生も対象です。ただし、保険料の納付が困難な学生のうち、正規学生には、在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。国民年金の加入手続と同時に、この制度への申請を行うとよいでしょう。なお、申請には学生証の提示が必要です。また、申請は原則、毎年行う必要があります。

### 3. 授業料等の納付について

1年生は、入学時に入学金と前期分の授業料を納付します。

1年の後期以降、卒業までの授業料納付期限は、通常「前期分・4月20日」「後期分・9月20日」までとなっています。

振込用紙は、前期分は「国際交流支援室」より本人へ配布し、後期分は「庶務課」より本人へ送付しますので、指定の金融機関に振込んで下さい。大学事務局窓口での納金は、受け付けていません。

又、振込みの時は、学籍番号・氏名・フリガナを必ず記入してください。

授業料を納入しなかった場合、定期試験を受ける資格がもらえなかったり、除籍処分となる場合がありますので、注意してください。

納付期限に遅れそうな時は、早めに必ず「庶務課」へ相談して下さい。



#### 4. 学内奨学金制度について

本学では、私費外国人留学生の経済的負担を軽減するために、「九州情報大学独自の奨学金制度」を設けています。1年生は、入学試験の成績、2年生以降は、当該年度の履修成績や生活態度により授業料の全額給付、または一部給付を行っています。

#### 5. 自動車・バイク等での通学について

本学では、自動車及びバイクでの通学を認めています。歩行者は右側、自動車は左側が日本の交通ルールです。自動車に乗る時はシートベルトを着け、バイクに乗る時はヘルメットを着けなければなりません。ルールをよく理解し厳守してください

また、事故を起こした場合、被害者・加害者にかかわらず、けがの治療代や補償問題で学生生活・私生活に支障をきたす恐れがあります。自動車やバイクを所持する時には、必ず自賠責保険(強制保険)と自動車保険(任意保険)に加入して下さい。

本学では、自動車・バイクによる通学ができるのは、「車輛通学許可」を取得した者に限ります。「車輛通学許可申請書」は、学生課にありますので必要事項を記入の上、保険証書のコピーと一緒に「学生課」に提出して下さい。証書のコピーがない場合、許可書が交付されず、自動車・バイクでの通学が認められません。保険に加入の上、「車輛通学許可証」を取得して下さい。発行手数料は、車・バイクいずれも500円です。

自転車による通学は、許可証をとる必要はありませんが、所定の場所に、正しくとめてください。また自転車は、譲り受けた場合を含め、防犯登録が必要です。詳しくは下記を参照して下さい。

自転車防犯登録・福岡県防犯協会連合会



なお、福岡県では自転車保険に加入する努力義務があります。ぜひ加入して下さい。

留学生は、交通事故を起こした場合、入院治療のため一時帰国が必要となり、長期欠席や休学にもなりかねません。自転車、自動車及びバイクで通学する留学生は交通事故にあわないよう、特に気を付けて下さい。また交通事故にあったら、必ず近くの警察署と、「九州情報大学・学生課」に報告して下さい。(☎太宰府 092-928-4000)

# 1. 各種団体の奨学金について

## 【奨学金の例】

名称(主催)	月額	給付期間	募集時期
日本学生支援機構 学習奨励費(春)	48,000円	1年間	4月上旬
日本学生支援機構 学習奨励費(秋)	48,000円	1年間	9月上旬
金沢記念育英財団奨学金	30,000円	2年間	3月中旬
福岡国際交流センター奨学金	20,000円	1年間	10月中旬
渚上育英会奨学金	50,000円	1年間	10月中旬
平和中島記念奨学金	100,000円	2年間	9月中旬
ロータリー米山奨学会	120,000円	2年間	8月中旬

※主催者の状況により募集の有無・内容が変わることがあります。

## 【推薦者の決定】

留学生の中から、奨学金の推薦者については、各奨学金の選考基準及び本学の選考

方法に基づいて決定します。

## 【受給決定後の留意事項】

奨学金の受給が決定しても、その後当該の奨学金の要項に定める取消しの項目に

該当する事態が判明した場合は取り消すことがあります。また定期報告などの募集要項

に定める義務を怠った場合、支給期間中においても奨学金を取り消すことがあります。

## 【問合せ先】

各種団体の奨学金に関する問い合わせは「国際交流支援室」まで。

九州情報大学 国際交流支援室: ☎ 太宰府092-928-4000